

かにもあれ吾は恩重きこと親に勝れり、いくほどもなき老の生涯を見果て後は命をも召れ候へ、今吾なくば飢渴を誰かは救ひ侍らんと、詞を盡し泣悲ければ、府尹を初諸吏皆聞に忍びず、涙にむせびぬさて府尹先の言は汝を試んだめの伴也懼る事なけれど厚く是を慰め終に上聽に達し明るとし正月六日、錢五拾貫文賞として官より下し賜ひ、府尹も是が至誠を感じ給ふあまりに其子息を侍食せしめ饗を賜ふ、

〔肥後孝子傳後編上〕政所村三八彦介

三八彦介兄弟は、鶴崎高田の郷政所村の傳右衛門と云民の奴也、傳右衛門年々に年貢を負ひ、其負めに利足加はりて後若干に成りければ、家屋敷を皆賣て是を償ふといへども、猶足ざる所米六十俵あまり也、因て三八が身一生を質にして償はむとす、時に三八年二十三、村の長にはかりて云やう、主人の爲に我身一生を質にせん事は、少しもいとひ候はず、されどかくばかり侍ふとも恐くはつぐのふことあたはじ、又我出て人に仕へば、誰か主人を見繼候はん、願くは今より後其負めの米に利を加へず、元の儘にて償ふことを許し給はゞ、我等身を盡してこれをつぐのひ候はんと、村の長其志を感じて、願ひのごとくす、夫より三八弟の彦介が未幼きをつれて、冬は日向國の炭山に行て炭を焼き、夏は家に在て農業を勵まし、年月いろ／＼に力をくだきて、つるに其負めをすませけり。○中寶曆七年兄弟を賞して、米錢若干を賜る。

〔孝義錄大和忠義者庄六〕

庄六は添上郡京終村庄兵衛が子にして、郡山の城下蘭町の町人疊屋忠兵衛が下男也、寛延元年より十年をかぎりて、忠兵衛が家につかふ、玄かるに忠兵衛眼をやみて、疊さす事を得ず、子共あまたありて家貧しくなり、夏冬きすべき衣もたらざりけれど、庄六は主のかげによりて、疊さすわざをまなび得たる、そのめぐみわすれがたしとて、只忠兵衛が家のたちがたき事をのみなげ